四　当該投資育成会社が、農林漁業法人等投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農林漁業法人等投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類

五～七　（略）

八　当該投資育成会社の役員等が、精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面

九・十　（略）

十一　次のいずれかに該当する農林漁業法人等に対して、農林漁業法人等投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面

イ　その役員（設立中の農事組合法人、株式会社及び漁業生産組合にあっては発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあってはその社員になろうとする者をいう。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの

ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

十二　（略）

3　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　当該投資育成組合の無限責任組合員が、農林漁業法人等に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類

四　当該投資育成組合の無限責任組合員が、農林漁業法人等投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保

四　当該投資育成会社が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類

五～七　（略）

八　当該投資育成会社の役員等が、精神の機能の障害により農業法人投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面

九・十　（略）

十一　次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面

イ　その役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろうとする者をいう。次項第十一号イにおいて同じ。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

十二　（略）

3　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類

四　当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農林漁業法人等投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類

五～七　（略）

八　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面

イ　精神の機能の障害により農林漁業法人等投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　（略）

九・十　（略）

十一　次のいずれかに該当する農林漁業法人等に対して、農林漁業法人等投資育成事業を行わないことを当該投資育成組合の無限責任組合員が誓約する書面

イ　その役員（設立中の株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいう。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの

ロ　暴力団員等がその事業又は事業活動を支配するもの

十二　（略）

（事業計画の変更の承認の申請）

第五条　（略）

2　（略）

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該事業計画に従って行われる農林漁業法人等投資育成事業の実施状況を記載した書類

二　（略）

の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類

五～七　（略）

八　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面

イ　精神の機能の障害により農業法人投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　（略）

九・十　（略）

十一　次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成組合の無限責任組合員が誓約する書面

イ　その役員のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

十二　（略）

（事業計画の変更の承認の申請）

第三条　（略）

2　（略）

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該事業計画に従って行われる農業法人投資育成事業の実施状況を記載した書類

二　（略）